

「(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本計画策定にかかる
音楽ホール音響コンサルティング業務委託」
公募型提案審査（プロポーザル方式）による受託候補者選定要領

この要領は、本市が整備する（仮称）国際センター駅北地区複合施設の基本計画を策定するにあたり、その構成施設である音楽ホールの生の音源に対する音響性能の確保のために必要な指針等を検討する音響コンサルティング業務の受託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領に基づく企画提案については、「(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本構想（中間案）」及び立地場所の特性を十分に踏まえた上で行うこと。

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本計画策定にかかる音楽ホール音響コンサルティング業務委託

(2) 業務内容

主な業務内容は以下の通りとし、受託候補者と業務の具体的内容、作業の詳細について協議の上、確定する。

なお、選定された場合においても、本プロポーザルにおいて提案された事項をそのまま業務として実現できるとは限らない。

- ・施設における音響面からの課題の整理
- ・複合施設基本計画における音響面からの施設や設備に対する提案
- ・設計以降のプロジェクトに関する音響面からの助言・提案
- ・基本計画策定に伴う会議への出席
- ・その他必要な支援

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

(4) 契約金額上限額

2,537,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 担当課（提出先）

仙台市文化観光局 文化スポーツ部 青葉山エリア複合施設整備室

住所 : 〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話/FAX : 022-214-6139/022-213-3225

電子メール : bun008830@city.sendai.jp

2. 参加資格要件

次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 800 席以上の座席を有し、生の音源に対する音響に適したホール(クラシックコンサート専用ホール又は多目的ホールであるかは問わないが、多目的ホールの場合にはオーケストラピットを有すること)の、音響設計業務の実績が複数あること
- (2) 国内に法人登記があること
- (3) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと
- (5) 仙台市入札契約暴力団排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当する者でないこと
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続きの開始の申立て又は更生手続き中でないこと
- (7) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て又は再生手続き中でないこと
- (8) 仙台市税(※)を滞納していないこと
 ※ 市内に事務所を有しない法人については、主たる事務所の所在地の市町村税(特別区にあっては都税)に読み替える。

3. スケジュール

内容	期間等
募集開始(公告)	令和 5 年 6 月 21 日(水)
質問受付期限	令和 5 年 6 月 28 日(水)
質問への回答期限	令和 5 年 7 月 4 日(火)
企画提案書等提出期限	令和 5 年 7 月 18 日(火)
企画提案書審査(※)	令和 5 年 7 月下旬
選定結果通知	令和 5 年 8 月上旬
契約	選定結果通知後速やかに締結する

※企画提案書等による書類審査とする。市が必要と判断した場合には、提出された書類について文書にて質問し回答を依頼することがある。

4. 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期限
 令和 5 年 6 月 28 日(水)
- (2) 提出方法等
 - ・ 質問書は任意様式とする。
 - ・ 担当課宛てに電子メールで提出すること。
 - ・ 電子メールの件名は「音響コンサルティング業務委託に関する質問」とすること。
- (3) 質問回答
 令和 5 年 7 月 4 日(火)までに本市ホームページ上に回答を掲載する。

5. 企画提案書等の提出

本業務の受託を希望する場合は、担当課宛てに下記により書類を提出すること。

(1) 提出書類

①	参加表明書兼誓約書（様式第1号）	1部
②	応募申込書（様式第2号）	1部
③	企画提案書（様式第3号）	8部
④	見積書（任意様式）	8部
⑤	応募者の概要が分かる資料（会社概要等）（任意様式）	1部
⑥	市税の滞納がないことの証明書又は主たる事業所所在地の市町村税（特別区にあっては都税）を滞納していないことの証明書	1部

- ・ ③、④の詳細については、「6. 企画提案書等の構成」を参照すること。
- ・ ③、④については、1部を原本、7部を副本とする。また、副本については、電子メールにより電子データ（PDF ファイル）も提出すること。なお、副本は応募者を特定できる名称、ロゴマーク等の使用を避けること。
- ・ ⑤、⑥については、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は不要とする。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出する。提出期限経過後の資料の差替え及び再提出は認めない。

- ・ 郵送の場合は、書留等の配達記録が分かる方法により送付すること。なお、事故等による未着について本市では責任を負わない。
- ・ 持参の場合の受付時間は、開庁日の9時～17時とし、持参予定時刻を事前に担当課宛てに連絡すること。

(3) 提出期限

令和5年7月18日（火）17時【必着】

6. 企画提案書等の構成

【企画提案書】

(1) 提出様式

- ・ 別添の様式に準じて作成すること。
- ・ 文字の大きさは原則10.5ポイント以上とし、A4片面で出力すること。
- ・ 作成にあたっては様式ごとの注意事項や記載例を参照すること。

(2) 記載内容

- ① ホール施設の音響設計業務の実績（電気音響のみの場合は含まない。今回の業務の総括責任者が関わったものであること）
 - A：クラシックコンサート専用ホールの実績（800席以上のホールで主なもの5件まで）・・・[様式第3号-①A]
 - B：音響反射板等を有し、劇場形式（オーケストラピットを有すること）のホールからコンサートホールに転換させるタイプのホールの実績（800席以上のホールで主なもの5

件まで)・・・[様式第3号-①B]

② 音響コンサルティング業務の実施方針・・・[様式第3号-②]

- ・ 施設の基本計画段階における音響コンサルティング業務の実施方針と業務概要、本業務の成果品（基本計画への寄与内容）の想定

③ 音響設計等にかかる提案

A：既存のこれまでのホールにおける音響面での課題認識と、それを解決していくための企画提案・・・[様式第3号-③A]

B：生の音源に対する音響に優れた次世代に向けたホールとするための企画提案・・・[様式第3号-③B]

④ 業務の体制・・・[様式第3号-④]

- ・ 本業務における総括責任者と従事者の役割と業務経験、資格等

※ ②及び③については、(仮称) 国際センター駅北地区複合施設基本構想（中間案）

(<https://www.city.sendai.jp/shinsai Fukko/hukugoushsetsu/kentou/kentoujyoukyou.html>)

及び立地場所の特性を十分に踏まえた上で作成すること。

※ 副本については、応募者を特定できる名称、ロゴマーク等の使用を避けること。

【見積書】

- ・ 経費の総額を示すとともに、業務の要素ごとに費用内訳を示すこと。
- ・ 企画提案書第3号-②で提案した内容で業務を行う前提で見積もること（消費税及び地方消費税を含む）。

7. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者を選定する審査委員会（外部委員及び行政職員で構成）を設置し、提出書類について、下記（2）審査基準に基づき審査し、各審査委員の合計得点が最も高い応募者を本業務の受託候補者として特定する。ただし、各審査委員の合計得点が満点の6割以上に達した応募者が1社もない場合は、受託候補者を特定しない。

なお、審査は書類にて行い、プレゼンテーション及びヒアリングは実施しないが、企画提案書の内容に不明点がある場合には、期限を付して文書にて回答を依頼することがある。

(2) 審査基準

提案書等について次に掲げる視点で評価のうえ、選定する。(110点満点)

① 実績【配点10点】・・・[様式第3号-①A] [様式第3号-①B]

- ・ 本業務にとって適切な音響設計業務の受託実績があるか

※ 適切な受託実績の件数で評価する。

② 本業務の実施方針【配点20点】・・・[様式第3号-②]

- ・ 本業務の目的及び内容を十分に理解した実施方針となっているか

③ 企画提案の内容【配点50点】

A：既存のこれまでのホールにおける音響面での課題認識と、それを解決していくための企画提案・・・[様式第3号-③A]

- ・ これまでのホールの音響面での課題、特にコンサートホールから劇場へ転換するホールの音響面の課題認識は適切か、その課題を解決するための十分な工夫が見られるか
- ・ 過去の受注業務において、竣工前の段階で音響性能上の課題点が認められた場合に、どのように解決したか

B：生の音源に対する音響に優れた次世代に向けたホールとするための企画提案

・・・[様式第3号-③B]

- ・ 生の音源に対する高い音響性能を確保するための実現性の高い提案となっているか
- ・ 優れた音楽ホールとしていくために、設計段階以降の音響コンサルティング（音響設計等）のあり方、関わり方について一貫した考え方があるか
- ・ 次世代にふさわしいホールとなることが期待できる提案となっているか

④ 本業務に係る受託体制【配点20点】・・・[様式第3号-④]

- ・ 適切な専門性・経験を持った体制が考えられているか

⑤ 費用の積算【配点10点】

- ・ 見積書の積算内訳が妥当なものとなっているか
- ・ 経費が妥当であるか

※ 積算内訳と企画提案内容との整合性、妥当性等を判断するものであり、見積金額の大小を評価するものではない。

(3) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合は当該提案を無効とし、審査の対象から除外する。

- (ア) 「2. 参加資格要件」を満たしていない場合
- (イ) 提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項、提出期限等に適合しない場合
- (ウ) 見積金額（税込）が事業費の上限額を上回る場合

(4) 結果通知

- ・ 審査結果については、全応募者に対して書面にて通知する。
- ・ 非特定の理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日（土曜日・日曜日及び祝日を除く）以内に、担当課宛てに書面（様式は任意）にて問い合わせること。その翌日から起算して10日以内（土曜日・日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

8. 契約等

企画提案書に基づき、受託候補者と業務内容等について改めて協議のうえ、契約を締結する。なお、協議が整わない場合には、順次、審査結果の次点者を繰り上げ、協議のうえ委託契約を締結する。

9. 留意事項

- ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ・ 応募書類は返却せず、本市の責任において処分する。
- ・ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。

- ・応募書類は、受託候補者の選定の用途以外に応募者に無断で使用することはない。
- ・応募書類は日本語とし、通貨は円とする。